

横浜みどりアップ計画[2024-2028]の策定について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では、「緑豊かなまち横浜」を次の世代に引き継いでいくため、平成 21 年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

3 期目となる現行計画は、今年度末に終了しますが、この度、昨年 12 月の横浜みどり税条例一部改正の議決を受け、4 期目となる「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」を策定しましたのでご報告します。引き続き、計画への御理解・御協力をお願いいたします。

なお、配布資料については、区連会での説明後に、単位自治会町内会長あてに各 1 部を送付させていただきます。

2 計画の概要

添付の概要版リーフレットを御参照ください。

横浜みどりアップ 2024-2028

検索



【計画全体に関すること】

環境創造局政策課

電話 045-671-4214 /FAX 045-550-4039

メール ks-mimiplan@city.yokohama.jp

【計画の各事業に関すること】

環境創造局みどりアップ推進課

電話 045-671-2712 /FAX 045-224-6627

メール ks-midoriup@city.yokohama.jp

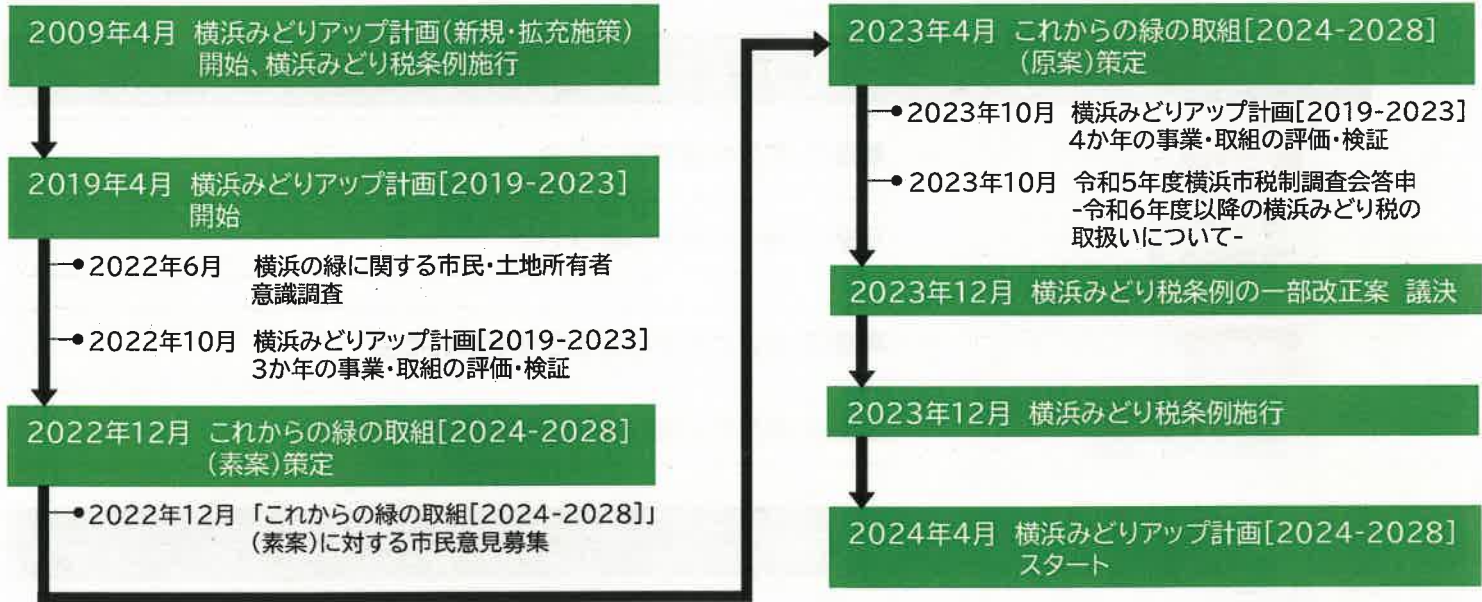
計画を進めるための財源について

「横浜みどり税」は、緑の保全・創造に取り組むための安定的な財源として、2009(平成21)年度から、市民の皆様にご負担いただいております。引き続き2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までご負担をお願いし、この計画の重要な財源の一部として活用していきます。

対象	税率
個人	市民税の均等割に年間900円を上乗せ※
法人	市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※ 所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方は課税対象から除く

横浜みどりアップ計画[2024-2028]策定の流れ

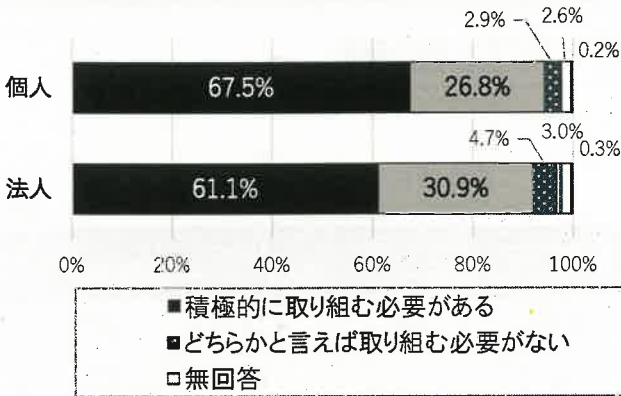


素案に対する市民意見募集の結果(概要)

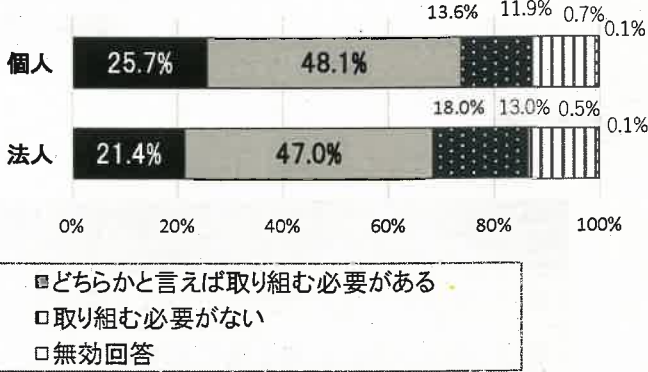
	アンケート方式	公募型自由記述方式
実施期間	2022(令和4)年12月23日(金)から2023(令和5)年1月31日(火)まで	
実施方法	無作為抽出の個人5,000人、法人5,000社に対し調査票を送付	素案の概要版パンフレットに添付のハガキ、Webフォーム、電子メール、FAX
回収数	個人:1,281人 法人:939社	43通(意見総数:93件)

アンケート方式の回答結果

問1「これからの緑の取組」では、引き続き、貴重な緑を将来に残すとともに、新たに創出する取組を進めようとしています。このことについてどう思いますか。



問7「これからの緑の取組」に掲げた緑を保全・創出し、未来に引き継いでいくための施策を実施するためには、安定的な財源が必要となります。その財源の一部を、横浜みどり税のように、市民が負担することについて、どう思いますか。



※問7は「取り組む」⇒「負担する」に読み替え

計画本編(冊子)は、次の場所で閲覧できます

- 各区役所の広報相談係
- 市民情報センター(市庁舎3階)
- 環境創造局ウェブサイト



問合せ先

横浜市環境創造局政策調整部政策課みどり政策調整担当
電話: 045-671-4214 FAX: 045-550-4093
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(28階)

横浜みどりアップ計画[2024-2028]
(概要版)

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に、多くの樹林地や農地などの多様な緑を有しています。これらの緑を次世代に引き継ぐため、「横浜水と緑の基本計画」の重点的な取組として、2009(平成21)年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

現行の「横浜みどりアップ計画」は、2023(令和5)年度末までの計画ですが、緑の保全や創出は長い時間をかけて継続的に取り組むことが必要です。そこで、これまでの取組の成果などを踏まえ、2028(令和10)年度を目標年次とする「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」をとりまとめました。

横浜みどりアップ計画[2024-2028]が目指す姿

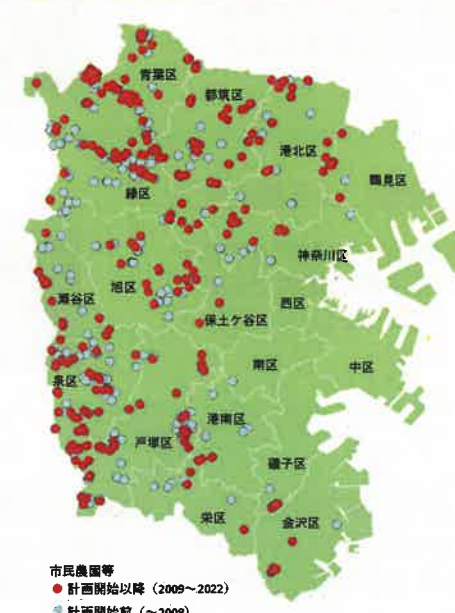


横浜みどりアップ計画のこれまでの主な成果

市民の森の開園
- 16か所開園し、43か所に -

農園の開設
- 310か所開設 -

地域が主体となって緑や花を創出
- 67か所で展開 -



みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

5か年の目標

計画の理念のもと、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5か年の目標を、次のとおりとします。

1. 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します

緑地保全制度による指定が進むことで樹林地の担保量が増加、水田の保全面積を維持、市街地で緑を創出する取組が進展 など

2. 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます

森の保全管理など緑の多様な役割や機能を発揮する取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など

3. 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加 など

みどりアップ計画[2024-2028]の方向性

多様なコミュニティの形成や市民活動の支援の拡充

全市域に広がっている緑や花に関する活動への支援を充実させ、さらに発展させることで、活発な市民活動が行われている姿を目指します



市民が緑に関わる取組のさらなる展開

市民が緑にふれ、感じることができるよう、魅力的な空間づくりや体験イベントの開催をはじめ、これまで確保してきた緑のストックの一層の活用を進めます



身近な緑の着実な確保と維持管理による質の向上

引き続き身近な緑の場を保全・創出して良好な育成を進めることで、都市環境を形成する主要な要素である緑のもつ多様な機能を効果的に発揮させていきます



市民・事業者の皆様が取組の意義や成果、緑がもたらす効果をわかりやすく伝えることで、取組への共感と、緑のある暮らしの実感につながる広報を展開

柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

施策1

まとまりのある
樹林地の保全・活用

事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

事業② 良好な森の育成

事業③ 森に関わる多様な機会の創出

柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

施策1

農に親しむ
取組の推進

事業① 良好な農景観の保全

事業② 農とふれあう場づくり

施策2

「横浜農場」の展開による
地産地消の推進

事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

施策1

市民が実感できる
緑や花の創出・育成

事業① まちなかで緑の創出・育成

施策2

ガーデンシティ横浜の
更なる推進

事業② 緑や花があふれる地域づくり

事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成

事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成

効果的な広報の展開

事業① 市民の理解を広げる広報の展開

事業費

(単位：億円)					
	事業費	国費	市債	一般財源	みどり税
柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む	303	60	133	24	86
柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる	34	-	12	12	10
柱3 市民が実感できる緑や花をつくる	77	0.5	6	25	46
効果的な広報の展開	0.8	-	-	0.8	-
総事業費	415	60	150	62	142

※端数処理により、合計値は一致しないことがあります。

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡しします。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合は**、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合は**、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようにになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課)

お問い合わせ・申請先

市外局番
045

青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課
Tel: 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

令和6年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和6年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特 徴

- **保険料は不要です。**
- **事前の登録・加入手続きは不要です。**
- **事故発生後に手続きをしていただきます。**

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。
※ **詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。**

対 象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たすボランティア活動**を行う方。

- ① **自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動**
- ② **無報酬の活動**（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的に行っている活動**
- ④ **公益性のある(他人や社会に貢献する)活動**

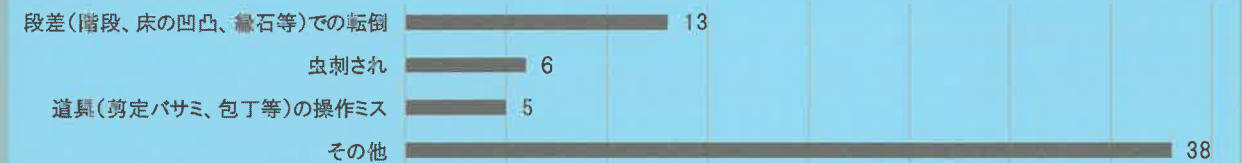
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

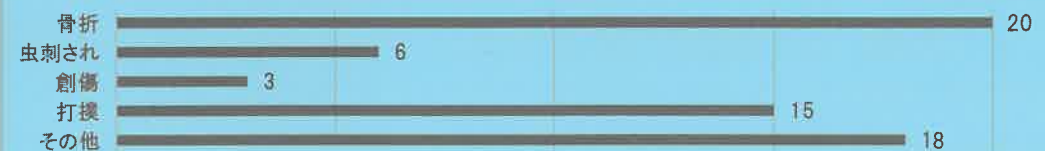
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故：令和5年4月～令和5年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動(公務災害等の補償があります)
- 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- チェーンソーを使用する森林ボランティア活動(賠償責任事故のみ対象となります)
 - ①防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ②本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - ③本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故

ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、**法律上の賠償責任を負った場合に**保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。

※免責金額(自己負担額)5,000 円を超える部分について支払われます。

区 分	保険金額(限度額)	自己負担額	内 容
身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000 円	他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償	1事故 500 万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償			他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区 分	保 険 金 額	内 容
	死 亡	1名 500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20～500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合
	入 院	1日 3,500 円 (180 日限度)	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※医師のいる医療機関で診断・治療を受けてください。
	通 院	1日 2,500 円 (90 日限度)	
	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から 180 日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1 回の手術に限る)

※急激かつ偶然な外来事故とは

- 急激・・・原因または結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態
- 偶然・・・原因または結果の発生が対象者にとって予知できない状態
- 外来・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(持病等)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通	
・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等	
■賠償責任事故	■傷害事故
・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故	・ 熱中症
・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故	・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損	・ 細菌性食中毒
・ 活動者の親族に対する事故 等	・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
	・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
	・ 重大な過失による事故
	・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

令和6年3月19日

各自治会・町内会 会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部港南区地区委員会
委員長 栗原 敏也
港南区社会を明るくする運動実施委員会
委員長 古屋 文雄
横浜市港南区社会福祉協議会
会長 荻久保 頼則
神奈川県共同募金会港南区支会
支会長 田代 孝之

令和6年度 各種募金・会費の依頼額・目安額について

ようやく寒気和らぐ季節となり、日々ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

常日頃より、各種団体の事業につきまして、ご理解・ご支援をいただき心より感謝申し上げます。

また、各種団体の募金等に対するご協力についても、格段のご配慮を賜りお礼申し上げます。

さて、先般、各種募金企画委員会を開催し、令和6年度の募金・会費額についてご承認いただきました。

これに基づき、自治会・町内会様にご協力をお願いさせていただき令和6年度各種募金・会費等の依頼額・目安額について、別紙のとおり試算いたしましたので、何卒ご確認いただきますようお願い申し上げます。

また、正式な依頼額・目安額につきましては、4月に開催される各団体の総会で承認された後、各団体の実施時期にあわせて別途お知らせし、お願いをさせていただきます。

(問い合わせ先)

港南区社会福祉協議会

電話 841-0256

〇〇〇自治会・町内会 会長 様

令和6年度 各種募金・会費の依頼額・目安額試算表

実施期間	募金等の種類		依頼額・目安額	
			一世帯当たりの 依頼額・目安額	一世帯当たりの依頼額 ・目安額×対象世帯
5月～8月	日本赤十字社会費		200円	〇〇,〇〇〇 円
	港南区社会を明るくする運動 実施委員会 会費		10円	〇〇,〇〇〇 円
7月～10月	港南区社会福祉協議会 世帯賛助会費		50円	〇〇,〇〇〇 円
10月 ～ 12月	共同募金	赤い羽根 共同募金	広域計画分 160円	〇〇,〇〇〇 円
			地域計画分 105円	〇〇,〇〇〇 円
		年末たすけあい募金	65円	〇〇,〇〇〇 円
合 計			590円	〇〇〇,〇〇〇円

※令和6年2月1日現在の自治会町内会加入世帯数に基づいて算出しています。

〔算出方法〕目安額＝〔自治会町内会加入世帯数（〇〇世帯）－区内生活保護世帯の割合3％〕×一世帯当たりの目安額

なお、依頼額・目安額については、区社協賛助会費は6月 共同募金各種募金は8月の自治会町内会加入世帯数に基づいて算出し直します。

令和6年度 各種募金・会費の依頼額・目安額一覧

NO	実施期間	名 称			依頼額 ・目安額	目的・配分先
①	5月～8月	日本赤十字社会費			200円	国際援助活動や国内の地震・風水害等による救援事業、ボランティアの育成・看護師養成・社会福祉事業の援助等に広く使われます。(8割) 港南区内の災害等救援事業や地域福祉活動・事業への助成、救急法講習会事業等に使われます。(2割)
②	5月～8月	港南区社会を明るくする運動 実施委員会会費			10円	青少年の非行防止や罪を犯した人達の立ち直りに取り組む更生保護事業団体や港南区社会を明るくする運動のために使われます。
③	7月～10月	港南区社会福祉協議会 世帯賛助会費			50円	港南区社会福祉協議会が行う地域福祉活動支援、広報啓発事業等に使われます。 例) 地区社協運営費助成、地区社協活動支援事業
④	10月 ～ 12月	赤い羽根共同募金	一般募金	広域計画分	160円	県共同募金会が県内の高齢者・障害者施設の設備改善や備品整備、障害者地域作業所の運営援助、在宅福祉サービス団体等への活動に配分します。
				地域計画分	105円	港南区社会福祉協議会が、地域福祉事業を推進する施設・団体等へ事業費として配分するほか、区社会福祉協議会が行う広報活動等の事業費に使われます。
			年末たすけあい募金		65円	港南区社会福祉協議会を通じて、申請のあった区内の社会福祉関係団体や地区社会福祉協議会に配分します。
			計		330円	
合 計					590円	



\\ 港南区 \\ 地域活動 事例集

インターネットで
ラクラク検索！

港南区地域活動事例集

検索



[https://www.city.yokohama.lg.jp/
konan/kurashi/kyodo_manabi/
kyodo_shien/chiiki-jirei.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/konan/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/chiiki-jirei.html)

キーワードで
探せる！

すぐに
調べられる！

地域の課題解決のヒントに
ぜひ、お役立てください

「港南区元気な地域づくりフォーラム」で
募集した「地域活動事例」です。
港南区のさまざまな活動を紹介しています。



詳しくは裏面へ

〈お問い合わせ〉港南区地域力推進担当

Mail kn-chiiki@city.yokohama.jp

TEL 045-847-8383

FAX 045-842-8193

より良い地域づくりのために、区民自らが起こす活動や取組など、
参考になる事例がたくさんあります

震災対策本部運営訓練

大規模地震発生時の連携強化 第三分団 予防広報担当



「第三分団本部より団本部へ。参集状況報告。第三分団1班4名、2班5名、3班4名。以上。」団本部、「了解」。大規模地震発生時における消防署と消防団との連携強化を図ることを目的として消防団本部及び分団本部の運営訓練が行われました。最初に団本部内と分団本部内で役割分担をしてから訓練を開始しましたが、情報が集中する役割の人がボトルネックになってしまうことがありました。そのような状況でもできることは改善しながらの本番さながらの緊張感あふれる訓練でした。無線機の取り扱いに不慣れな入団したばかりの団員がいるなど、課題も多く見つかりました。このような訓練を今後も繰り返し実施していくとの総評で終了しました。 訓練日時・場所：令和6年1月13日（土）港南消防署および各分団本部、各器具置場

子ども夜警

毎年12月29日に子ども夜警を実施 第二分団 予防広報担当

港南消防団第二分団第2班は毎年12月29日に子ども夜警を実施しています。「火の用心！マッチ1本火事の元」と言いながら今年も上大岡第二町内会の街を拍子木を鳴らし小学生・大人・消防団の70名で巡回しました。道の途中で「マッチって何ですか?」と子どもたちから…昭和までは誰もが知っていた防火を呼びかける標語も時代と共に知らない子どもが増えてきています。小さな火の元が怖い火事につながる事を知り防災への関心を持つ機会となれば良いと思いました。寒い中大きな声で町内を歩いてくれた子どもたちにお土産のジュースとお菓子を配り、2023年最後の恒例イベントを無事終えることができました。



写真は上大岡の街をパトロールする子ども夜警

団員時代の思い出

第8代団長 大津政美



団長時代の大津相談役(左)と金井元署長

最高の気分—ひとえに市、局、署、団の総意まさしく絆でした。団長時代の8年間は、区の出初式は雨天無しで団長最後の年は横浜市初の女性消防署長と共に迎えることもできました(写真)。

そして港南消防団女性部創設の会則等を作成し初代女性部長を選任して、令和2年3月末日団員生活にピリオドを打ちました。感謝。

団員の皆様こんにちは。私は昭和、平成、令和を団員として活動しておりました大津です。多くの思い出の中から、昭和63年と平成元年の横浜市消防操法技術訓練会に一番員として2年連続出場した時の事。6ヶ月間週3回のきびしい訓練(5月～10月大会前日まで)で資機材を選手みずから準備して班単位の4人がそろって訓練開始、訓練会場は川の淵にある細い道路で水槽には川の臭い水を使用、常に一番員の活動服は濡れて臭いありさま……今ではとても云々。

その後班長～副団長を歴任し、平成24年4月から8年間団長を務め、その間地元の団を始め横浜市20団の総力を得て、団員数としては政令市では類をみない条例定数100%を達成!! 市長より「おめでとう」の言葉を何度もかけていただきました。一団員生活中

港南消防団 団員募集中

消防署と協力し消防活動を行なう消防団に入りませんか? ご協力いただける方の連絡をお待ちしています。

消防団HPはこちら

【入団資格】
港南区に居住、勤務または在学されている18歳から70歳未満の健康な方、男女問わずどなたでもOK
【報酬】
年額報酬・出勤報酬などが支給されます。

【連絡先】港南消防署 総務・予防課 消防団係
☎ 045-844-0119



港南消防団だより

第21号

令和6年春号
発行：港南消防団
編集：予防広報部

横浜市消防操法技術訓練会 出場隊最速の放水タイムを記録



最速タイム放水の瞬間



大活躍！第四分団選手の面々

令和5年11月18日(土)に行われた横浜市消防操法技術訓練会において港南消防団第四分団が出場し参加出場隊中最速タイム(41.3秒)を出し見事3位入賞しました。 詳しい記事は次ページに！

消防団と纏(まとい)は、切っても切れない関係！ 第二分団 予防広報担当

江戸の町火消(まちびけし)が、火事場(かじば)に梯子(はしご)や鳶口(とびくち)を担いで走る映像をテレビや映画で見たことがあると思います。その中に一段と威勢の良い若い衆が担いでいるのが纏(まとい)です。本来、纏とは、的射(まとい)又は的衣(まとい)と言われた戦国時代の馬印(うまじるし)に起源を発します。つまり、右往左往する戦場で常に目印(目標)となり得るものでした。町火消が、纏が揚がっている家屋を目標とし、最終防火線を引いて消火に努めるものでした。纏は各町火消の馬印、つまり軍旗であったそうです。なので、纏を失うことは許されず、町火消の命だったと言えます。火が降りかかる火事場の最前線において、纏を振る町火消の勇猛さには頭が下がる思いです。今と違い、消火装備が乏しかった江戸時代では、破壊消防と呼ばれる方法が主流でした。火元から纏まで燃えないように周辺を壊したそうです。それもギリギリの範囲で…。鳶口や指叉(さすまた)竜吐水(りゅうどすい)を駆使しながら、火消たちは口々に叫んで鼓舞していたそうです。「屋根に揚がっている“纏(まとい)”を燃やすなー！」と…。そんな纏が我ら消防団のシンボルマークに使われているとされています。桜に纏頭の横断面です。精錬、潔さ、忠義を表す桜に町火消の心意気で消防団！勇壮な歴史の繋がりだとは思いませんか!?

追記：最後にもう一つ、港南消防団では、分団旗に消防操法大会で優勝すると、記念のリボンを付けていて、数多く優勝すると房のようにつけることになります。そうすると、分団旗の旗頭が、まるで纏のように見えてしまうのは、筆者だけかな。ちなみに、筆者が在籍していた分団は優勝2回、準優勝2回でしたから、纏とは云えず、濡れ落ち葉の落ち武者ってところでした…。

こうなん子どもゆめワールド2023

来場者は2万3千人！ 第三分団 予防広報担当

令和5年11月4日(土) 港南ふれあい公園にて「こうなん子どもゆめワールド2023」が開催されました。快晴の中、4年ぶりの通常開催ということもあり来場者数は約2万3千人。ステージ上では、25団体の子ども達がダンスパフォーマンスを披露し練習の成果を見せました。

消防団ブースでは、団員達による風船を使った工作や子供用防火服を着用して乗車する“消防車の体験乗車”が人気を集めました。山中竹春横浜市長も来場し、「消防団の皆さまには地域での防災活動に尽力いただき感謝しております。」と労いの言葉をいただきました。



山中竹春市長と森団長ら港南消防団幹部



バルーンアート作り



積載車体験乗車

横浜市消防操法技術訓練会

3位と大健闘！

第五分団 予防広報担当



令和5年11月18日（土）、横浜市消防訓練センターにおいて横浜市消防操法技術訓練会が4年ぶりに実施されました。

当日は時折陽は指すものの、終始冷たい強風が吹きすさぶような厳しい気象条件の中、横浜市内20消防団の代表隊が操法技術を競い合いました。

港南消防団からは7月の港南消防団消防操法技術訓練会で最優秀賞に輝いた第四分団から指揮者白駒典嗣団員、1番員加藤恵団員、2番員土田博之団員、3番員清水裕之団員、そして補員として山崎豊団員、村山洋介団員が出場しました。

選手の皆さんは7月の訓練会の後も酷暑の中、市の訓練会に向けて週2回の夜間訓練を欠かさず行いこの大会に臨みました。

開会式ののち訓練会が始まり、2組目に港南隊が出場しました。応援に駆けつけていただいた方々の大声援の中、操法が開始されました。港南隊は練習の成果を十分に発揮し出場隊最速の放水タイムを記録しましたが、予期せぬアクシデントもあり目指していた優勝には残念ながら届きませんでしたが3位と大健闘しました。優勝は前回に引き続き鶴見消防団、準優勝は若干放水に時間はかかったものの減点が全くなかった金沢消防団となりました。閉会式では表彰式ののち山中横浜市長に講評をいただいた後、出場全選手が山中市長を囲み記念撮影をして訓練会は終了しました。

新春を飾る港南区消防出初式

第四分団 予防広報担当

港南区消防出初式

令和6年1月6日（土）港南区消防出初式の第一部が港南公会堂において、第二部が港南ふれあい公園において行われました。第一部の式典では纏演技、優良消防団員や防火防災に功績のあった方々に対する表彰が行われました。

また第二部の港南ふれあい公園では、分列行進、総合訓練、一斉放水などが行われました。

当日は晴天に恵まれ暖かく穏やかな日和となり、また土曜日という事もあって多くの来賓や観客の皆様にご来場いただきました。

港南公会堂での式典



車両分列行進



総合訓練



一斉放水



町火消と消防団

梯子と12本の鳶口

第二分団 予防広報担当

12本の鳶口に支えられる梯子の上で演技する梯子乗り、高所での動きに子供の頃の筆者はハラハラしたものです。2階建ての屋根の高さが6m〜7mぐらいのところ、梯子乗りの梯子の高さは6.5mで、直径10cm程の青竹2本で構成され、この青竹を足場として演技しています。梯子乗りは、鳶職を生活の生業として災害時には火消として活躍していた町火消が、高所において有事の際の延焼防止及び人命救助の手段として取り入れた火消技術で、当時の火消方法としての破壊火消では、有効な目標として必要でした。ところで、江戸時代の三大大火として「明暦の大火」「目黒行人坂の大火」そして「丙寅（ひのえとら）の大火」などがありますが、これらを含め3年に一度は江戸市中が大火事になっている状況でした。そんな中、八代将軍 徳川吉宗の命で岡越前が組織編成を行い、町方の消防「町火消」が確立されたのです。暴れん坊吉宗が、くつろぐ場所“め組”は、いろは47組あった町火消の中の一つです。そんな町火消は、一万人居ました。当時の江戸総人口の1/5を占めています。江戸の町には、石を投げれば火消しに当たるくらい的人数です。そんな火消し達が誇らしげに勇姿を披露する場が現在も続いている出初式なのです。火消の道具である鳶口や梯子は現在でも消防装備品の一つです。流石に纏は含まれませんが、指叉はあります。消防署の地図記号が火消の消防道具“指叉”であり、消防団の徽章の桜の中央に“纏”の横断面。よく、考えると町火消こそが消防団の発祥とも思えます。現在21.3万の区民を抱える私たちの港南区、消防団員285名です。750人に一人の割合です。それを当時の割合で考えると消防団員4,000人…。この人数は実現不可能かもしれませんが、区民の消防に対する周知の徹底で全区民潜在的消防団員も夢ではないと思いたいなんて、難しいでしょうか？



最近のAED

AEDの新しい機能

第三分団 予防広報担当



AEDは各社から発売されていますが、次々に新しい機能が備わってきています。多国語で案内してくれたり、液晶画面にイラストで表示したり、メトロノーム機能が付いていたりします。そんな中、オートショックAEDというものが出ています。

オートショックAEDでは電気ショックが必要と判断されると、「体から離れてください」と音声ガイダンスが流れ、カウントダウン（3，2，1）の音声ガイドと画面表示の後に、自動的に電気ショックが実施されます。そのため、ショックボタンはありません。オートショックで操作を減らすことにより、救助者の心理的負担の軽減をサポートし、救命率の向上を目指します。必ず右のイラストが表示されていますので覚えておいてください。



オートショックAEDにはこのロゴが付いています

上大岡小学校地域防災拠点訓練

備えあれば憂いなし！

第二分団 予防広報担当

令和5年10月22日（日）上大岡小学校において近隣住民の参加のもと、地域防災拠点訓練が実施されました。秋晴れの中、災害発生時の拠点となる上大岡小学校での避難者受け入れの確認、地震体験や炊き出しの体験、怪我の対応などを体験しました。また、住民参加による心臓マッサージやAEDを使用した訓練を行い、有意義な一日となりました。「備えあれば憂いなし」の言葉通りに、このような訓練を行うことで上大岡地域での災害時の対応について確認することができました。

防災訓練



写真は港南消防団第二分団員から心臓マッサージやAEDの指導を受ける参加者の皆さん

★ レジェンド元女性団員対談 ★

本日は、港南消防団女性団員であった鴨野さん、山口さんにお話を伺いました。鴨野さんは平成9年に入団、山口さんは平成12年に入団され、共に女性団員の草分け的存在として活躍されました。

Q：入団したきっかけは何でしたか？

鴨野：町内の婦人部長に誘われたのがきっかけです。阪神淡路大震災の後、平成9年に全国で女性消防団が発足した時の初代です。

山口：町内会に入ったのをきっかけに消防団に誘われました。地域の人に世話になったので恩返しをしたいと思います。

Q：入団して良かった事、やりがいを教えてください

鴨野：女性が入団して皆の身だしなみが綺麗になり整理整頓も良くなりました。地域の人たちと連携できたのも良かったです。保育園での腹話術の防災指導やシーツを煙に見立てての防火指導は子供達がとても真剣で楽しかったし、やり甲斐がありました。

山口：鴨野先輩に出会った事でどうか（笑）色んな事を持ち合せた方なので。あと女性消防団員の全国大会で富山県に行って全国各地の女性消防団員の発表を見てこんな事もやっているんだ、あんなこともやっているんだ、皆凄いなと消防団員としての意識というか自覚が変わりました。

Q港南消防団の今後に期待する事はなんですか？

鴨野：新入団員勧誘かな。イベントなど団員募集PRが少ないと思います。

山口：誇りを持って地域のために頑張ってもらいたいと思います。

本日は、女性団員の励みになるお話をありがとうございました。



山口さん(左)と鴨野さん

鴨野さん 山口さん対談！

令和6年度 「横浜市交通安全運動実施計画」

1 趣旨

令和5年中の横浜市内における人身交通事故は、発生件数7,703件（前年比+211件）、負傷者数8,909人（前年比+426人）と、ともに増加しました。交通事故死者数は前年より増え40人（前年比+2人）と、依然として多くの尊い命が失われています。交通事故で亡くなられた方の状態別では、歩行中が18人、二輪車乗車中が15人と高い割合を占めているほか、年齢別では65歳以上の高齢者が関係するものが18人と4割以上を占めています。

こうした交通事故の発生傾向を踏まえ、令和6年は引き続き、令和4年度横浜市交通安全対策会議で定めた、「年間の交通事故死者数36人以下」、「通学路における子どもの交通事故死ゼロ」を目標に、関係機関・団体の皆様とともに、市民の交通安全意識の向上を目指した運動を効果的に推進してまいります。

2 年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

3 重点事項

- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車・二輪車の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶

4 活動推進

- 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯（ハイビーム）の効果的活用
- 自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知の徹底
- 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 踏切道における交通事故防止
- 暴走族の追放
- 障がい者（特に視覚障がい者）の交通事故防止

5 年間運動

(1) 各季の運動 （※上記重点事項、活動推進を網羅して包括的に取り組む交通安全運動です。）

名 称	実施期間	備 考
春の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	4月6日（土）～15日（月） 4月10日（水）	別に実施要綱を定めます。
夏の交通事故防止運動	7月11日（木）～20日（土）	
秋の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	9月21日（土）～30日（月） 9月30日（月）	
年末の交通事故防止運動	12月11日（水）～20日（金）	



自治会・町内会

- 横浜市町内会連合会
- 各区連合町内会

交通安全協会、団体等

- （一財）横浜市交通安全協会
- 各地区交通安全協会
- 横浜市交通安全母の会連合会
- 各地区安全運転管理者会

女性・青少年団体

- 横浜市女性団体連絡協議会
- 横浜市青年団体連絡協議会
- 横浜市青少年指導員連絡協議会
- 横浜市スポーツ推進委員連絡協議会
- ボーイスカウト横浜市連合会
- ガールスカウト横浜市連絡協議会
- 横浜海洋少年団
- 横浜市健民少年団
- 横浜市子ども会連絡協議会

自動車等関連団体

- 神奈川県二輪車普及安全協会
- （一社）神奈川県指定自動車教習所協会
- （一社）神奈川県自動車会議所
- 神奈川県タクシー協会
- （一社）神奈川県バス協会
- 神奈川県トラック協会
- 神奈川県自動車整備振興会
- 神奈川県自動車販売店協会
- 神奈川県軽自動車協会
- 神奈川県自転車商協同組合
- 横浜個人タクシー協同組合
- 神奈川県個人タクシー協同組合
- 日本自動車連盟神奈川支部
- 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部

商工関係

- 横浜商工会議所
- （一社）横浜青年会議所
- 横浜市商店街総連合会

司法、保護機関・団体

- 神奈川県弁護士会
- 横浜市人権擁護委員会

医師会等

- 横浜市医師会
- 横浜市病院協会

労働組合

- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会
- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合

教育関係機関・団体

- 横浜市立高等学校長会
- 横浜市立中学校長会
- 横浜市立小学校長会
- 横浜市私立中学高等学校長協会
- 横浜市幼稚園協会
- 横浜市PTA連絡協議会
- 横浜市学校保健会

鉄道関係

- 東日本旅客鉄道㈱横浜保線設備技術センター
- 東日本旅客鉄道㈱横浜駅
- 東京急行電鉄㈱鉄道事業本部運輸計画部
- 京浜急行電鉄㈱鉄道本部施設部
- 相模鉄道㈱施設部
- 横浜高速鉄道㈱運輸部

報道関係

- 日本放送協会横浜放送局
- アール・エフ・ラジオ日本
- テレビ神奈川
- 神奈川新聞社
- 毎日新聞社横浜支局
- 読売新聞社横浜支局
- 朝日新聞社横浜総局
- 産業経済新聞社横浜総局
- 東京新聞横浜支局
- 日本経済新聞社横浜支局
- 共同通信社横浜支局
- 時事通信社横浜総局

道路管理者

- 国土交通省横浜国道事務所
- 中日本高速道路㈱東京支社
- 東日本高速道路㈱関東支社
- 首都高速道路㈱神奈川局

その他関係団体

- （公財）横浜市老人クラブ連合会
- （福）横浜市社会福祉協議会
- 横浜市民生委員児童委員協議会
- 横浜ライオンズクラブ

官公庁

- 関東運輸局神奈川運輸支局
- 神奈川県
- 神奈川県警察
- 横浜市（順不同）

横浜市交通安全対策協議会
（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課（※） 電話045（671）2323

※令和6年4月1日から道路政策推進課に課名を変更します

(2) 強化月間 (※重点事項、活動推進のうち、期間中特に強化して行う運動です。)

名 称 (スローガン)	実施期間	備 考
九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間 (自転車も のれば車の なかまいる) (ヘルメット かぶるだけでも 救える命)	5月1日(水)～31日(金)	別に実施要綱を定めます。
二輪車交通事故防止強化月間 (運転に ゆとり やさしさ 思いやり) 暴走族追放強化月間 (暴走は しない させない ゆるさない)	6月1日(土)～30日(日)	
首都圏放置自転車クリーンキャンペーン (ちょっとだけ 甘えが招く 迷惑駐車) (自転車の 代わりに置こう 思いやり)	10月1日(火)～31日(木)	
飲酒運転根絶強化月間 (乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者)	12月1日(日)～31日(火)	

(3) 年間を通じて実施する取組 (各季交通安全運動や強化月間にかかわらず、年間で実施する取組)

ア 子どもと高齢者の交通事故防止

- 幼稚園・認可保育所・横浜保育室を対象とした、横浜市幼児交通安全教育指導員による幼児交通安全教育の推進
- はまっ子交通あんぜん教室等、児童を対象とした交通安全教育の推進
- チャイルドシート着用の推進
- 高齢者交通安全教育の推進
- 交通安全シルバーリーダーの養成・活動の推進

【参考】幼児交通安全訪問指導
パペット(ルールちゃん、まもるくん)と指導員による交通安全教室

令和6年度
市内幼稚園・保育所等
訪問回数:300回(予定)



イ 自転車・二輪車の交通事故防止

- 小・中・高校生を対象とした交通安全教室の開催
- リーフレット、世代・対象者別の啓発チラシの配布
- 自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の実施
- 自転車等を放置しないように呼び掛ける運動の推進
- 体験型の交通安全教室であるスクアード・ストレイト方式交通安全教室の開催
- 自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進
- 自転車の乗車用ヘルメット着用の促進
- 二輪車の乗り方に関する啓発及び二輪車講習会の開催

ウ その他

- 電動キックボードの安全利用に関する周知・啓発
- 視覚に障がいがある方など体の不自由な方に対する思いやりに関する周知・啓発
- 視聴覚教材の貸出し
- ウェブサイトを活用した広報・啓発
- SNS(Twitter等)、動画等を活用した啓発

(4) 特別対策

ア 交通事故防止特別対策

交通事故の発生状況を踏まえ、特別対策を実施します。

イ 自転車交通事故防止対策・高齢者交通事故防止対策

神奈川県交通安全対策協議会が指定した自転車交通事故多発地域や高齢者交通事故多発地域において、地域の実情に応じた積極的な広報啓発活動を実施します。

【参考】令和5年 自転車交通事故多発地域(5月1日指定):鶴見区、金沢区
高齢者交通事故多発地域(9月1日指定):中区

ウ 飲酒運転根絶対策

依然として飲酒運転による痛ましい交通事故が後を絶たないことから、キャンペーンを市内各地で実施するなど飲酒運転を許さない社会づくりを強力に進めます。また、ハンドルキーパー運動を地域で推奨し、その運動の輪を広げます。

6 横浜市交通安全対策協議会の会議等日程

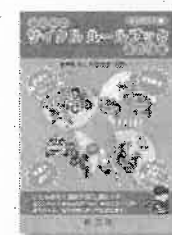
名 称	開 催 時 期	内 容 等
交通安全功労者表彰式	令和6年 10月下旬(予定)	多年にわたり本市の交通安全と交通事故防止に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰します。
総 会	令和7年 2月(予定)	【協議事項】 ・令和6年度交通安全運動実施結果(速報)について ・令和7年度交通安全運動実施計画(案)について

◆ 各種交通安全啓発チラシ配布等について

自転車を安全で快適に利用するために知っておきたい交通ルール等をまとめた「みんなのサイクルルールブックよこばま」や、世代・対象者別の啓発チラシ等を作成し、配布しています。

ルールブックや啓発チラシは、市ウェブサイト(交通安全 横浜市で検索)からダウンロードして自由にお使いいただけます。また、交通安全動画(YouTube)も公開していますので是非ご覧ください。

(ルールブック
コンパクト版)



(啓発ポスター・チラシ)



(幼児向け交通安全動画)



◆ 視聴覚教材等の貸出しについて

横浜市道路局では、視聴覚教材(DVD)及びパペットの貸出しを行っておりますので、交通安全教育に是非ご利用ください。詳細は、市ウェブサイトをご参照ください。

受付方法 電話にて受け付けています。 ☎045(671)2323

対 象 横浜市内の団体(保育所、幼稚園、事業所、自治会町内会、老人クラブ、その他公共団体等)

視聴覚教材(DVD)



パペット



(ルール) (まもる)

令和6年 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

- 1 令和6年4月6日（土）～4月15日（月）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（水）

スローガン

安全は 心と時間の ゆとりから

重 点

- 1 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- 4 二輪車の交通事故防止

横浜市交通安全キャラクター
ルールちゃん

◇◇◇令和5年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	全事故件数		全事故死者数		子どもの事故		高齢者の事故		自転車事故		二輪車事故		飲酒運転事故	
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴 見 区	626	-43	4	0	56	10	202	1	215	-8	185	-21	4	3
神 奈 川 区	329	-34	2	-1	22	11	112	-18	73	-2	102	-12	2	1
西 区	261	6	2	-1	8	0	101	23	43	-11	68	-5	3	2
中 区	475	91	4	3	26	8	169	22	99	8	123	18	4	-1
南 区	391	63	1	-1	20	4	146	31	84	3	149	20	2	-1
港 南 区	499	22	2	0	40	-7	178	10	105	3	144	-9	3	1
保 土 ヶ 谷 区	345	-109	4	4	22	-3	118	-15	52	-25	141	-53	3	1
旭 区	482	-46	1	-1	32	7	170	-15	85	-6	175	-18	2	-5
磯 子 区	290	-21	6	5	24	-6	92	-9	57	-15	90	-17	1	0
金 沢 区	537	31	4	2	47	16	185	12	167	13	181	18	3	1
港 北 区	657	145	0	-2	50	25	188	47	174	37	199	47	3	1
緑 区	446	75	2	-3	38	10	143	24	117	43	138	34	0	-4
青 葉 区	600	57	0	-1	42	0	201	15	120	10	161	11	2	0
都 筑 区	421	-17	2	-2	36	-5	134	2	117	17	88	-30	2	-1
戸 塚 区	540	26	2	-2	25	-9	172	27	70	-18	193	4	3	2
栄 区	171	-22	0	0	11	1	61	-14	28	-7	55	-8	0	0
泉 区	326	54	0	0	22	-1	110	4	68	3	110	23	0	0
瀬 谷 区	307	-67	4	2	20	-5	90	-46	86	-19	100	-17	2	-1
横 浜 市 内	7,703	211	40	2	541	56	2,572	101	1,760	26	2,402	-15	39	-1

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 4月10日の「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせたキャンペーンなどの開催により、広報啓発活動を強化し、市民の交通安全意識の向上を図ります。

****交通事故死ゼロを目指す日****

平成20年から春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、本年は4月10日と9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」とされています。

(4月10日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載された、安全運転サポート車(略称：サポカー)の普及啓発を図ります。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 各重点的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、広報啓発活動を強化することにより、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から子どもを守る取組を推進します。

教育関係

- 1 スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための安全点検を実施します。
- 2 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 3 自転車・二輪車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。
- 2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 3 自転車や電動キックボード等に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 4 二輪車を運転するときはヘルメットやプロテクターを正しく着用し夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課(※)

電話045(671)2323

※令和6年4月1日から道路政策推進課に課名を変更します

令和 6年 3月 1日

各 位

港南保護司会
会長 大木 恵美子
港南区更生保護女性会
会長 笹崎 政代

機関紙「更生保護こうなん」第44号について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、港南保護司会・港南区更生保護女性会は、更生保護活動を目的としたボランティア団体であり、犯罪や非行防止、また自立更生の支援など住みよい地域社会のための活動にあたっております。

この度、機関紙「更生保護こうなん」第44号を発行いたしましたので、ぜひ、ご一読いただき、私どもの活動にご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

事務局

横浜市港南区社会福祉協議会

〒233-0003 港南区港南4-2-8 3階

TEL 045-841-0256

FAX 045-846-4117

第73回「社会を明るくする運動」作文コンテスト表彰式



更生保護 こうなん

第 44 号

令和6年3月1日発行
港南保護司会
港南区更生保護女性会

作文コンテスト表彰式

令和六年一月二十日（土）十四時
ウィング横浜にて、「第七十三回社会を明るくする運動」作文コンテスト表彰式が行われ、来賓の方々をはじめ、保護司、更生保護女性会受賞者ご家族、計八十名の参加を頂きました。
表彰式後に、最優秀受賞者二名の朗読があり、列席者の方々は感動と、希望の光を見ました。

○港南保護司会 最優秀会長賞

日野南小学校 六年 倉本 芽依
「明るい社会はあいさつから」
※神奈川県就労支援事業者機構 会長賞受賞

日野南中学校 三年 間宮 羽咲
「社会に必要な環境とは」

○港南保護司会 優秀会長賞

下永谷小学校 六年 町田明日香
「みんなでなろう、
心のお医者さん」

下永谷小学校 六年 矢澤 郁弥
「差別をしない社会から」

笹下中学校 三年 鈴木 芽依
「声をかけること」

○港南区連合町内会長

連絡協議会会長賞

日野南小学校 六年 太田 美月
「勇気の一步」

○港南区長賞

東永谷中学校 二年 山下 杏
「犯罪歴のある人の就職」

○港南区更生保護女性会会長賞

笹下中学校 二年 中川 紀帆
「まわりの支えと犯罪」

○作文の選考について○

第七十三回社会を明るくする運動作文コンテストには、港南区内で二百六十九名の児童・生徒のみならず、人が取り組まれ、それぞれの学校の選考を経て保護司会には小学校十五点・中学校七点・合計二十二点の作品が届きました。その中から保護司会で選考した結果、八名の方が各賞を受賞されました。

小・中学生は、自分の体験やメディアで得た情報から、犯罪のない地域社会を築くにはどうしたらいいのかを考えています。体験からくる想いや言葉は、読む人の心に響きます。

選考にあたっては、学校生活や、家族、地域の方などとの交流の中で気づいたことや考えた内容であることを大切にしました。

令和五年度 褒章受章者

藍綬褒章受章 林 雄三 保護司
長年の保護司活動に対しての褒章受章おめでとうございます。



受章に思う

林 雄三

十一月十三日(月) 法務省にて褒章伝達式が行われ、藍綬褒章を拝受しました。その後バスにて、皇居に到着。宮殿の「春秋の間」に参集。天皇陛下への拝謁とお言葉を賜り、宮殿内にて記念撮影、法務省に戻る。一連の伝達式・拝謁が終わり、一生に一度あるか無いかの体験をさせてもらい、改めて国家から褒章を授与された背景、歴史、伝統に意味がある事を知り、感銘をうけました。一般的に日本国民が一生入る事を許されない空間に今、自分が居るという現実には驚かされていました。保護司として、犯罪や非行をした人の立ち直りに向き合い、再犯防止に取り組み、人と人が支え合う地域社会をめざし、更生保護活動をやってきた一つ一つの積み重ねが認められた受章。保護司として続けられた事は皆さんの支えと励みがあつてのことだと思っています。

最後になりましたが、皆様には厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

令和五年度 表彰者

第七十一回 横浜市更生保護大会

日時：令和五年十一月二日(木)
十三時十五分

場所：横浜市社会福祉センター

○横浜市会議長感謝状

埴 操

○横浜市長感謝状

安藤 浩美

恩田 学

山本 高寛

○横浜市保護司会協議会会長表彰

金澤 範男

吉澤 昌浩

相場 正史

第七十四回 神奈川県更生保護大会

日時：令和五年十一月二十日(水)
十四時三十分

場所：ひらしん平塚文化芸術ホール

○法務大臣表彰

埴 操

○関東地方更生保護委員会委員長表彰

安藤 浩美

恩田 学

山本 高寛

○横浜保護観察所長表彰

金澤 範男

吉澤 昌浩

新春のつどい

令和六年一月二十日(土) 作文コンテスト表彰式終了後、港南保護司会・港南区更生保護女性会合同で「新春のつどい」が行われました。能登半島地震の復興がなかなか進まない状況ですが、横浜市無形民俗文化財として認可された横浜関古式囃子による獅子舞によって、魔(邪鬼)を払い、今年の無事を祈りました。



会合で出会った人から気さくに保護司活動へ誘っていただき、何も分らないまま引き受けました。保護司をどの様に受け入れれば良いかと迷っていた時、保護観察官や先輩の方々からご指導を頂き、少しづつ理解を深めていきました。対象者やその家族、社会との関わり方の難しさ、再犯を犯さない様にと願いながら面接を続けました。対象者が、自分の犯してしまった罪によって辛く悲しい思いをしている人がいる事を、何処まで理解しているかが難しいと思いながらの面接。保護観察が終りに近づく対象者は、これから先の生活に希望を持ち、前向きになる。保護司として嬉しいが、保護観察を受けた時の状況を思い起こし、二度と犯罪に手を染めないで欲しいと願っています。保護司活動は、自分をも成長させて頂ける素晴らしい活動だと思っています。

保護司になって



埴 操

「社会を明るくする運動」ミニ集会

各地区で開催される

今年度は、横浜保護観察所長を始め、保護司を講師にしてのミニ集会が各地区で活発に開催されました。

「更生保護」「保護司」「更生保護女性会」「BBS会」など、なかなか世の中に浸透・認知がされにくい状況の中、ミニ集会開催により保護司が話をする事で、それらの活動が理解されるように願っています。連合町内会長を始め各地区の皆様には、様々なご配慮を頂きご協力に感謝いたします。

今後とも過ちを犯した人々が更生するための活動を広げ、続けられますように「社会を明るくする運動」にご協力をお願いいたします。

○日下 六月三日(土)

講師：大木恵美子保護司会長

演題：生きづらさを生きていく

参加：二十四名

○野庭団地 七月二十三日(日)

講師：須田次朗保護司

演題：生きづらさを生きていく

参加：四十五名

○下永谷 八月二十五日(金)

講師：吉澤昌浩保護司

演題：保護司・薬物・更生保護

女性会について

参加：二十八名



○日野第一 九月九日(土)

講師：齊藤陽子保護司

演題：保護司について

参加：三十九名

○永野 九月二十三日(土)

講師：横浜保護観察所

勝田聡所長

演題：生きづらさを生きていく

参加：四十名

参加者の一言

これまでの経験や体験談をユーモアを交えながら話して頂きました。

生きづらさ

社会の中の自分の居場所が見つからず、将来の展望が描けないで孤立する。

○芹が谷 九月二十三日(土)

講師：大木恵美子保護司会長

演題：保護司・担当事例・

子どもの作文からの話

参加：二十九名

○永谷 十一月十四日(火)

講師：佐藤信彦保護司

演題：保護司とは

参加：三十八名

○日野 十一月十九日(日)

講師：西潟智子保護司

演題：「生きづらさ」事例・

保護司の現状・社会復帰

○大久保最戸 十一月二十四日(金)

講師：安藤浩美保護司

演題：生きづらさを生きていく

参加：四十八名

参加者の一言

体験に根ざした様々を具体的に話されました。「生きづらさ」を理解し、語り会えたらお互いに一歩一歩進む事が出来ると感じた。

○野庭住宅 十一月二十五日(土)

講師：大木恵美子保護司会長

演題：DVD「心のリレー」鑑賞

自身の体験、感じた事

参加：三十六名

参加者の一言

「社会を明るくする運動」が目指すところへの理解が深められた。



港南区更生保護女性会の活動

桜に込めた想い

会長 笹崎 政代

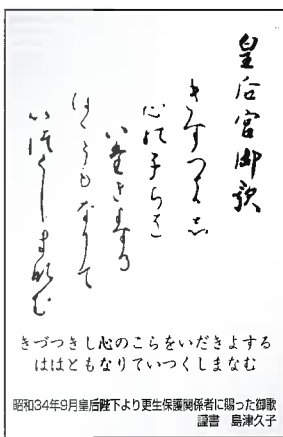


桜は更生保護女性会の花です。私たちが愛用しているバツジは八重桜の花でやさしさ、献身、穏やかさ、忍耐強さなどが込められています。

コロナ禍で総会は元より、綱領も口にしない日々でしたが、コロナが五類になり「今出来ることをやりましょう。」と活動を進めてきました。実際に会って活動する事の大切さを身にしみて感じています。

会員研修会、矯正展での出店、花植え、まこと寮食事支援など行事が戻ってきました。

各地域での声掛けや気づきを大切に犯罪や非行のない街でありたい。皆様が桜の花を胸に、明るく元気に活動が出来たらと思います。



「矯正展」の活動

十一月四日(土) コロナ禍も一段落してお天気にも恵まれ、各ブースはお年寄りから若い人たち、お子さんまで大勢の来場者で賑わいました。更生保護女性会のブースでは乾物や手作り品、花苗、お赤飯、BBS会のつきたて餅を販売し大好評でした。



更生保護女性会とは、女性の立場から区内の更生保護活動を中心に明るい社会づくりを目指すボランティア団体です。



秋の植栽

十二月十一日(月) 更生保護女性会員十二名と保護司会から三名の参加があり、(株)アライグリーンさんの協力の下で横浜刑務所と横浜少年鑑別所周りの花壇に色とりどりのパンジーを植えました。

春に植えたポーチュラカの茎は伸び、掘り出すと太い根が現われました。きつと夏の厳しい暑さに耐えながら道行く人々を和ませてくれたことでしょう。

この場所に、心を込めて植えたパンジーを目にする人や更生に励める方々の心が和み、希望へと繋がっていくことを祈ります。

植栽を終えた午後には冷たい恵みの雨になりました。



まこと寮の食事支援

十二月とは思えない暖かな日に恵まれ、今回担当の日野地区会員七名が午後二時から五時までに手料理を仕上げました。作業は献立から買物を新しい理事さんや先輩方のアドバイスをもらって楽しくスムーズに愛情のこもった美味しい料理ができました。寮生の方たちに喜んでいただけたと思います。

更にコロナが落ち着き、又皆様と一緒に食事が出来ますようお願いしています。



<メニュー>

ヒジキの煮物、マカロニサラダ、鶏のから揚げ
白菜と塩コブの合わせ浅漬け、ごはん、みそ汁

舞台ではコーラス部が「ドレミの歌」など六曲を披露し、アンコールの声援を頂きました。コーラス部があるのは横浜でこの港南区だけです。歌を通して共に楽しみ、皆様に喜んで頂いています。



矯正展の御支援に感謝

横浜刑務所長 小嶋 一平
「第五十一回横浜矯正展」においては、御多忙中にもかかわらず御来所の上素晴らしいステージを披露いただき誠にありがとうございます。お陰をもちまして、多くの方のご来場を得ることができ盛会のうちに催事を終了することができました。今後とも引き続きのご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



横浜少年鑑別所で行っていた花生け奉仕活動が、コロナ禍の三年間制限、中止されていましたがようやく以前の諸活動に戻りつつあります。更生保護女性会の皆が知恵を出し合い、十一月二十七日にクリスマスの雰囲気を感じてもらえるようにとポインセチアの鉢植えを届けました。十二月末にはお正月にふさわしい松飾りを届けました。

花のプレゼント



令和五年度 受賞者

第七十一回 横浜市更生保護大会
日時：令和五年十一月二日(木) 十三時十五分
場所：横浜社会福祉センター
○横浜市長感謝状 川辺 裕子
○横浜市長感謝状 鎌田 悦子
○横浜市会議長感謝状 落合 光子
○横浜市更生保護女性連盟会長表彰 及川 静枝 徳田 恭子

第七十四回 神奈川県更生保護大会
日時：令和五年十一月二十二日(水) 十四時三十分
場所：ひらしん平塚文化芸術ホール
○横浜保護観察所長感謝状
○神奈川県更生保護女性連盟会長表彰 角田みずほ 武川さかえ

2023年度更生保護女性会活動報告

4月26日	港南区更生保護女性会総会
5月19日	あられの注文・販売
5月24日	横浜少年鑑別所見学(5名)
5月26日	神奈川県更生保護女性連盟総会
6月18日	まこと寮食事支援(夕食作り置き)
6月21日	横浜少年鑑別所に胡蝶蘭の鉢を届ける
6月23日	神奈川県更生保護女性連盟リーダー研修
6月30日	横浜刑務所・横浜少年鑑別所 春の植栽
30日	横浜少年鑑別所にたなばた飾りを届ける
7月3日	社会を明るくする運動街頭キャンペーン(上大岡駅周辺)
7月8日	そよかぜふれあいまつり
9月11日	神奈川県更生保護女性連盟横浜Aブロック研修会
11月2日	横浜市更生保護大会
11月4日	第51回横浜矯正展出店
11月22日	神奈川県更生保護大会(ひらしん平塚文化芸術ホール)
11月27日	乾物・豆類等の注文・販売
27日	横浜少年鑑別所にポインセチアの鉢を届ける
12月8日	神奈川県更生保護女性連盟会員研修 Aブロックまとめ発表
12月11日	横浜刑務所・横浜少年鑑別所 秋の植栽
12月17日	まこと寮食事支援(夕食作り置き)
1月3日	まこと寮お汁粉会
1月20日	社会を明るくする運動作文コンテスト表彰式に参加
20日	保護司会・更生保護女性会合同新春のつどい
1月30日	薬物乱用防止指導員協議会研修会に参加
2月28日	更生保護女性会交流会

矯正展

十一月四日（土）横浜刑務所・横浜少年鑑別所構内で第五十一回横浜矯正展が開催され、保護司会、薬物乱用防止指導員協議会も参加しました。

土曜日だけの開催とあって、大変な賑わいでした。
今年のホゴちゃんぬりえには、着ぐるみのホゴちゃんが登場し、子どもたちは大喜び、着ぐるみの中は、「アツツ〜い」と大変。お疲れさまでした。



視察研修に参加して

佐藤 信彦

十一月二十八日（火）新港新庁舎内の横浜保護観察所を十一名で見学しました。

建物は、令和五年に完成したばかりで、中にはハローワークを始めいろいろな公共施設が入り、誰もが利用出来る食堂もありました。

専任教諭と合同研修会

職員に四階の横浜保護観察所のフロアーに案内され、諸注意を受け各部所へ案内されました。室内に入るとお互いに緊張気味の挨拶をしながら進みました。

突き当り角部屋の所長室では、勝田所長が優しい笑顔で迎えてくださり、所長自ら「わかっちゃいるけど止められない話」を楽しく理解しやすく講話してくださいました。
廊下を歩きながら迷子になりそうだなと思いつつ、有意義な時間でした。

お忙しい中、所長を始め係の皆様、ありがとうございました。

十二月四日（月）十四時〜十七時
港南区福祉保健活動拠点において、港南区児童支援・生徒指導専任教諭、港南保護司会との合同協議会がおこなわれました。

第一部 講演

「思春期の生徒へのアプローチ、心に添った支援とは」

講師・横浜市青少年相談センター

相談員 金城理枝心理士

第二部 グループ別意見交換会

参加者・小学校教諭、中学・高校教諭、保護司、計四十四名が参加しました。

令和5年度保護司会活動報告

- 4月25日 ・港南保護司会総会
- 6月2日 ・第1回地域別定例研修会
- 6月15日 ・新任保護司自主研修会
- 30日 ・更生保護女性会「植栽」に参加
- 7月3日 ・「社会を明るくする運動」
総理大臣メッセージ伝達式
- 3日 ・「社会を明るくする運動」
街頭キャンペーン
- 7月3日〜10日 ・「ホゴちゃん」ぬりえ区役所ホールに展示
- 8月30日 ・就労支援事業に関わる研修会
- 10月21日 ・保護司会情報交換会
- 11月4日 ・「社会を明るくする運動」
第51回横浜矯正展に参加
- 28日 ・横浜保護観察所視察研修会
- 12月1日 ・第2回地域別定例研修会
- 12月4日 ・児童支援・生徒指導専任協議会との連絡協議会
- 1月20日 ・「第73回社会を明るくする運動」
作文コンテスト表彰式
- 20日 ・更生保護女性会と合同新春のつどい
- 1月30日 ・薬物乱用防止指導員協議会と合同研修
- 3月1日 ・第3回地域別定例研修会（予定）

【参加者から】

子どもが発達段階に応じた課題を解決し、次のステップへ進む事ができるように支援していきたい。

・思春期の生徒たちへの関わり方を改めて学ぶことができた。

編集後記

今年は、元旦早々に能登半島地震で驚かされました。

未だ道路は寸断され、避難所も水や食物が不足しているようですが、一刻も早い復興をお祈りいたします。
矯正展、専任教諭との合同研修会、視察研修。久しぶりに会う方々と元気で会えた喜びをわちああい、情報交換がなされました。
人と人が対面して話し合う事は大事な事だと改めて考えましたが、皆様は、どう思われたでしょうか。

編集委員

- 港南保護司会
- ◎河合 陽子
 - 小山田 亮
 - 齋藤 陽子
 - 佐藤 信彦
 - 柴田 裕二
 - 更生保護女性会
 - 滝口 直子
 - 幸村 圭子
 - ◎は委員長
 - ◎は副委員長
 - 担当役員……西潟 智子
 - 竹内 光子
 - 金澤 範男
 - 安藤 浩美
 - 荒井 隆佑
 - 武田 勇
 - 徳田 恭子
 - 埴 操

再生紙を使用しています。

平成十一年九月一日 創刊
令和六年三月一日 発行

発行人 大河木 恵美子
編集人 河合 陽子

発行所 印刷所 港南保護司会
(株) あんざい

港南区社会福祉協議会内
港南区下永谷三二四二二九

☎八四二一〇二五六
☎八二二一八四九七